

2023年3月11日

各位

小田急電鉄株式会社

一部規則の改定について

誠に勝手ながら、一部規則の改定を行います。詳細は、下記のとおりです。

記

- 1 改定規則
「旅客営業規則」 66条、130条、131条、295条
- 2 改定日
2023年3月18日（土）初電より
- 3 改定内容
【別紙】新旧表をご確認ください。

以上

現行版	改定版
「旅客営業規則」	「旅客営業規則」
<p>第3章 旅客運賃・料金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第65条、第66条 削 除</p> <p style="text-align: right;"><i>第66条追加⇒</i></p> <p>(旅客運賃・料金計算上の原則)</p> <p>第67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。 (旅客運賃計算上のキロ程等の計算方)</p> <p>第68条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて社の線路が同一方向に連続する限り、キロ程を通算して計算する。 2 普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が一部もしくは全部が複乗になるときは、折返しになる駅の前後の区間キロを打切って計算する。</p> <p style="text-align: center;">第8節 削 除 <i>第8節追加⇒</i></p> <p>第130条 削 除 <i>第130条追加⇒</i></p> <p>第131条 削 除 <i>第131条追加⇒</i></p> <p>第132条 削 除</p> <p>第133条 削 除</p> <p style="text-align: center;">第8章 入 場 券</p> <p>第1節 入場券 (入場券の発売)</p> <p>第294条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入しこれを所持していなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについては、この限りでない。</p> <p>(入場券の料金)</p> <p>第295条 入場券は1枚につき、大人130円、小児70円とする。</p>	<p>第3章 旅客運賃・料金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第65条、削 除 (鉄道駅バリアフリー料金を加算した旅客運賃の計算方)</p> <p>第66条 普通旅客運賃には規則第130条に規定した料金を加算するものとし、普通旅客運賃を基準に運賃を算出するものについては、これを基準に計算するものとする。 2 通勤定期旅客運賃には規則第131条に規定した料金を加算するものとし、通勤定期旅客運賃を基準に運賃を算出するものについては、これを基準に計算するものとする。</p> <p>(旅客運賃・料金計算上の原則)</p> <p>第67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する発着の順序によって計算する。 (旅客運賃計算上のキロ程等の計算方)</p> <p>第68条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて社の線路が同一方向に連続する限り、キロ程を通算して計算する。 2 普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が一部もしくは全部が複乗になるときは、折返しになる駅の前後の区間キロを打切って計算する。</p> <p style="text-align: center;">第8節 鉄道駅バリアフリー料金</p> <p>(普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)</p> <p>第130条 普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は1乗車につき10円とする。 (通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)</p> <p>第131条 通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は1箇月につき600円とする。</p> <p>第132条 削 除</p> <p>第133条 削 除</p> <p style="text-align: center;">第8章 入 場 券</p> <p>第1節 入場券 (入場券の発売)</p> <p>第294条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入しこれを所持していなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについては、この限りでない。</p> <p>(入場券の料金)</p> <p>第295条 入場券は1枚につき、大人140円、小児70円とする。</p>